

平成31年2月20日

第2回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第2回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成31年2月20日(水) 午後3時
場 所 倉吉市役所 第3会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事
議案第5号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 1
- 5 協議事項
(1) 平成31年度倉吉市の教育方針と重点施策(案)について 17
(2) 小学校適正配置協議会設置要綱について 18
- 6 教育長報告
- 7 報告事項
各課報告(別紙)
- 8 その他
- 9 閉 会

議案第5号

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のとおり消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

平成31年2月20日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【制定理由】

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）」が公布され、消費税率が平成31年10月1日から10%に引き上げられる予定となっております。

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者に負担していただくことを予定している税であることに鑑み、本市においても使用料及び手数料、指定管理者に収受させる利用料金の上限額等の見直しを行うこととし、関係条例の整備を行うものです。

【改正要旨】

1 消費税率の改正に伴う改正

(1) 次の条例について、消費税率が8%から10%に改正になることに伴う改正を行うこととした。

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ア 倉吉市手数料条例の一部改正 | (第1条関係) |
| イ 倉吉市行政財産使用料条例の一部改正 | (第2条関係) |
| ウ 倉吉市関金都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第3条関係) |
| エ 倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第4条関係) |
| オ 倉吉市文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第5条関係) |
| カ 倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第6条関係) |
| キ エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第7条関係) |
| ク 倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第8条関係) |
| ケ 倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正 | (第9条関係) |
| コ 倉吉市立人権文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第10条関係) |
| サ 倉吉市立伯耆しあわせの郷の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第11条関係) |
| シ 倉吉市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第12条関係) |
| ス 倉吉市せきがね湯命館の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第13条関係) |
| セ 倉吉市せきがね簡易宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第14条関係) |
| ソ 倉吉市緑の彫刻プロムナード公園の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第15条関係) |
| タ 倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第16条関係) |
| チ 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第17条関係) |
| ツ 倉吉市農村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第18条関係) |
| テ 倉吉市道路占用料条例の一部改正 | (第19条関係) |
| ト 倉吉市準用河川占用料等徴収条例の一部改正 | (第20条関係) |
| ナ 倉吉市法定外公共物管理条例の一部改正 | (第21条関係) |
| ニ 倉吉市都市公園条例の一部改正 | (第22条関係) |
| ヌ 倉吉市公共下水道条例の一部改正 | (第23条関係) |
| ネ 倉吉市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第24条関係) |
| ノ 倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 | (第25条関係) |

- ハ 倉吉市立学校施設使用条例の一部改正 (第26条関係)
 - ヒ 倉吉市公民館条例の一部改正 (第27条関係)
 - フ 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第28条関係)
 - ヘ 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第29条関係)
 - ホ 倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 (第30条関係)
 - マ 倉吉市上水道給水条例の一部改正 (第31条関係)
 - ミ 倉吉市簡易水道給水条例の一部改正 (第32条関係)
 - ム 倉吉市温泉配湯事業に関する条例の一部改正 (第33条関係)
 - メ 倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 (第34条関係)
- 2 その他の整備
- (1) 倉吉市公共下水道条例の一部改正 (第23条関係)
 - ア 下水道使用料の各月額使用料、浴場汚水及び温水排水の排除汚水量単価を改正し、平均8.2パーセント改定することとした。 (第23条の2関係)
 - (2) 倉吉市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第24条関係)
 - ア 排水施設使用料の各月額使用料を改正し、平均8.2パーセント改定することとした。 (第14条関係)
 - (3) 倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第25条関係)
 - ア 排水施設使用料の各月額使用料を改正し、平均8.2パーセント改定することとした。 (第14条関係)
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、倉吉市文化活動センターの設置及び管理に関する条例別表の備考欄に第3項加える改正は平成31年4月1日から施行することとした。
 - (2) 施行に伴う必要な経過措置を規定することとした。

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（抄）

（倉吉市手数料条例の一部改正）

第1条（略）

（倉吉市行政財産使用料条例の一部改正）

第2条（略）

（倉吉市関金都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条（略）

（倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条（略）

（倉吉市文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条（略）

（倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第8条・第12条関係） 交流プラザ施設使用料							別表第1（第8条・第12条関係） 交流プラザ施設使用料						
視聴 覚ホ ール	可動 席を 使用 する 場合	午前	午後	夜間	全日	超過時間 (1時間につき)	午前	午後	夜間	全日	超過時間 (1時間につき)		
		午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 10時 まで	午後 9時 から 午後 10時 まで	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 以降	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 10時 まで	午後 9時 から 午後 10時 まで	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 以降
		<u>2,560</u>	<u>5,12</u>	<u>6,40</u>	<u>12,8</u>	<u>1,28</u>	<u>1,60</u>	<u>2,500</u>	<u>5,01</u>	<u>6,28</u>	<u>12,5</u>	<u>1,25</u>	<u>1,56</u>
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	可動 席を 使用 しない 場合	1時間につき <u>1,660円</u>						可動 席を 使用 しない 場合	1時間につき <u>1,620円</u>				
	舞台 照明 設備	1時間につき 1,040円											
	視聴	1時間 520円											

	覚設備 ピアノ	1回につき 2,090円
第1研修室		1時間につき 1,160円
第2研修室		1時間につき 390円
情報交流室		1時間につき 920円
ボラ ンテ ィア 交流 室	全室 を使 用す る場 合	1時間につき 470円
	録音 室又 は点 訳室 を使 用す る場 合	1時間につき 390円
	録音 室及 び点 訳室 を使 用し ない 場合	1時間につき 280円
備考 1 略 2 入場料その他これに類する料金を徴収するとき又は営利の目的で使用する場合の使用料(付属設備及び器具等に係る使用料を除く。)は、10割相当額を加算する。 3 略 4 持込器具等を使用する場合は、施設に係る実費相当額を徴収する。		

別表第2 (第17条関係)
温水プール利用料金上限額

区分			金額		
			通常時間 利用	夕刻時間 利用	回数券(12 枚綴)
一般 利用	個人 利用	一般	1人1回 につき 530円	1人1回 につき 320円	5,300円

第1研修室		1時間につき 1,140円
第2研修室		1時間につき 380円
情報交流室		1時間につき 900円
1時 間に つき 460 円	全室 を使 用す る場 合	1時間につき 460円
	録音 室又 は点 訳室 を使 用す る場 合	1時間につき 380円
	録音 室及 び点 訳室 を使 用し ない 場合	1時間につき 270円
備考 1 略 2 入場料その他これに類する料金を徴収するとき又は営利の目的で使用する場合の使用料は、10割相当額を加算する。 3 略 4 付属設備及び器具等の使用料は、別に定める。		

別表第2 (第17条関係)
温水プール利用料金上限額

区分			金額		
			通常時間 利用	夕刻時間 利用	回数券 (12枚綴)
一般 利用	個人 利用	一般	1人1回 につき 520円	1人1回 につき 310円	5,200円

	70歳以上 の者	1人1回 につき 370円	1人1回 につき 220円	3,700円
	小学 生・中 学 生・高 校生	1人1回 につき 220円	1人1回 につき 120円	2,200円
	略			
	団体 利用	一般	1人1回 につき 430円	
	70歳以上 の者	1人1回 につき 300円		
	小学 生・中 学 生・高 校生	1人1回 につき 180円		
	略			
専用利用（遊泳 プールに限る。）		一般利用料金に1 コース2時間につ き5,260円を加算し た額		
備考 1～3 略				

	70歳以上 の者	1人1回 につき 360円	1人1回 につき 210円	3,600円
	小学 生・中 学 生・高 校生	1人1回 につき 210円	1人1回 につき 110円	2,100円
	略			
	団体 利用	一般	1人1回 につき 420円	
	70歳以上 の者	1人1回 につき 290円		
	小学 生・中 学 生・高 校生	1人1回 につき 170円		
	略			
専用利用（遊泳 プールに限る。）		一般利用料金に1 コース2時間につ き5,150円を加算し た額		
備考 1～3 略				

（エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条（略）

（倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条（略）

（倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正）

第9条（略）

（倉吉市立人権文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条（略）

（倉吉市立伯耆しあわせの郷の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条（略）

（倉吉市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条（略）

（倉吉市せきがね湯命館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条（略）

（倉吉市せきがね簡易宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条（略）

(倉吉市緑の彫刻プロムナード公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 (略)

(倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 (略)

(倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例(平成17年倉吉市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第12条関係) 利用料金上限額				別表(第12条関係) 利用料金上限額			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
個人利用	高校生以下	2時間につき	<u>120円</u>	個人利用	高校生以下	2時間につき	<u>110円</u>
	略				略		
	その他	2時間につき	230円		その他	2時間につき	<u>220円</u>
	部分専用利用(半面)	高校生以下	2時間につき		<u>340円</u>	部分専用利用(半面)	高校生以下
その他		2時間につき	670円	その他	2時間につき		650円
専用利用	高校生以下	2時間につき	<u>670円</u>	専用利用	高校生以下	2時間につき	<u>650円</u>
	その他	2時間につき	1,220円		その他	2時間につき	1,190円
照明設備		1時間につき	<u>670円</u>	照明設備		1時間につき	<u>650円</u>
備考 1～4 略				備考 1～4 略			

(倉吉市農村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 (略)

(倉吉市道路占用料条例の一部改正)

第19条 (略)

(倉吉市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第20条 (略)

(倉吉市法定外公共物管理条例の一部改正)

第21条 (略)

(倉吉市都市公園条例の一部改正)

第22条 (略)

(倉吉市公共下水道条例の一部改正)

第23条 (略)

(倉吉市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 (略)

(倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 (略)

(倉吉市立学校施設使用条例の一部改正)

第26条 倉吉市立学校施設使用条例(平成3年倉吉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表(第7条関係)			別表(第7条関係)		
区分	使用料 (4時間 につき)	備考	区分	使用料 (4時間 につき)	備考
屋内運動場 及び武道館	<u>440円</u>	1 電灯(既設設備 使用) 1時間につき <u>330円</u> 2 照明(映画を含 む。) 1時間につき <u>330円</u>	屋内運動場 及び武道館	<u>430円</u>	1 電灯(既設設備 使用) 1時間につき <u>320円</u> 2 照明(映画を含 む。) 1時間につき <u>320円</u>
教室(1室 につき)	<u>330円</u>	冷暖房機 1時間につき <u>110 円</u>	教室(1室 につき)	<u>320円</u>	冷暖房機 1時間につき <u>100 円</u>
屋外運動場	<u>440円</u>	照明 (1) 全灯 30分につき <u>1,980円</u> (2) 半灯 30分につき <u>990 円</u>	屋外運動場	<u>430円</u>	照明 (1) 全灯 30分につき <u>1,940円</u> (2) 半灯 30分につき <u>970 円</u>
略			略		

(倉吉市公民館条例の一部改正)

第27条 倉吉市公民館条例(昭和44年倉吉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表(第12条関係)	別表(第12条関係)

利用料金上限額

区分	1時間当たり
会議室	2,610円
視聴覚室・研修室	1,040円
和室	2,090円
調理実習室	1,250円
その他の部屋	1,040円
備考 1～3略	

利用料金上限額

区分	1時間あたり(円)
会議室	2,580円
視聴覚室・研修室	1,030円
和室	2,060円
調理実習室	1,240円
その他の部屋	1,030円
備考 1～3略	

(倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年倉吉市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正後部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
1 倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館入館料				1 倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館入館料			
区分		金額		区分		金額	
		通常展示	特別展示			通常展示	特別展示
個人	略	市長が定める額		個人	略	市長が定める額	
	高校生又は学生	1人1回につき	<u>110円</u>		高校生又は学生	1人1回につき	<u>100円</u>
	一般	1人1回につき	<u>220円</u>		一般	1人1回につき	<u>210円</u>
略				略			
備考 略				備考 略			
2 施設使用料				2 施設使用料			
区分		金額		区分		金額	
倉吉博物館	第4展示室	1日につき	<u>4,400円</u>	倉吉博物館	第4展示室	1日につき	<u>4,000円</u>
		半日につき	<u>2,200円</u>			半日につき	<u>2,000円</u>
倉吉歴史民俗資料館	研修室	目的使用	無料	倉吉歴史民俗資料館	研修室	目的使用	無料
		目的外使用	1日につき <u>2,200円</u> 半日につき <u>1,100円</u>			目的外使用	1日につき <u>2,160円</u> 半日につき <u>1,080円</u>
備考 1及び2略				備考 1及び2略			

(倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年倉吉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前									
別表(第11条関係) 利用料金上限額					別表(第11条関係) 利用料金上限額									
施設 の 名 称	区分			単位	金額	施設 の 名 称	区分			単位	金額			
倉吉 スポ ーツ セン ター	合宿 所	宿泊 室	中学生 以下	1人1泊 につき	<u>550円</u>	倉吉 スポ ーツ セン ター	合宿 所	宿泊 室	中学生 以下	1人1泊 につき	<u>540円</u>			
			高校生	1人1泊 につき	<u>780円</u>				高校生	1人1泊 につき	<u>760円</u>			
			その他	1人1泊 につき	<u>1,100円</u>				その他	1人1泊 につき	<u>1,080円</u>			
		略					略							
				冷暖 房設 備	1人1泊 につき	<u>120円</u>			冷暖 房設 備	1人1泊 につき	<u>110円</u>			
			研修 室	高校生 以下	2時間 につき	<u>550円</u>		研修 室	高校生 以下	2時間 につき	<u>540円</u>			
		その他		2時間 につき	<u>1,110円</u>		その他		2時間 につき	<u>1,080円</u>				
		冷暖 房設 備		1時間 につき	<u>230円</u>		冷暖 房設 備		1時間 につき	<u>220円</u>				
	体育 館	個人 利用	高校生 以下	2時間 につき	<u>120円</u>	体育 館	個人 利用	高校生 以下	2時間 につき	<u>110円</u>				
			略					略						
			その他	2時間 につき	<u>230円</u>			その他	2時間 につき	<u>220円</u>				
		専用 利用	高校生 以下	2時間 につき	<u>670円</u>	専用 利用	高校生 以下	2時間 につき	<u>650円</u>					
その他			2時間 につき	<u>1,220円</u>	その他		2時間 につき	<u>1,190円</u>						
	照明設備		1時間 につき	<u>450円</u>		照明設備		1時間 につき	<u>440円</u>					
倉吉 市営 陸上 競技 場	専用利用			4時間 以内	<u>2,430円</u>	倉吉 市営 陸上 競技 場	専用利用			4時間 以内	<u>2,380円</u>			
				4時間 を超え 8時間 以内	<u>4,860円</u>					4時間 を超え 8時間 以内	<u>4,760円</u>			

		延長1時間につき	670円	
	照明設備	1時間につき	340円	
	放送設備	1回につき	670円	
倉吉市営野球場	職業野球 社会人野球	2時間につき	3,650円	
	一般 高校野球	2時間につき	1,880円	
	中学生以下	2時間につき	670円	
	照明設備	30分につき	4,860円	
	スコアボード	1日につき	1,880円	
	放送設備	1回につき	670円	
	略			
	倉吉市営庭球場	専用利用	中学生以下	1面2時間につき
			1面1日につき	450円
その他		1面2時間につき	230円	
		1面1日につき	670円	
照明設備		1面1時間につき	450円	
放送設備		1回につき	670円	
倉吉市営射撃場	個人利用	略		
		その他	1回につき	230円
	専用利用	1回につき	890円	
倉吉市営体育センター	個人利用	高校生以下	2時間につき	120円
		略		
	その他	2時間につき	230円	
	部分専用利用(半面)	高校生以下	2時間につき	340円
		その他	2時間につき	670円
	専用	高校生以下	2時間につき	670円

		延長1時間につき	650円	
	照明設備	1時間につき	330円	
	放送設備	1回につき	650円	
倉吉市営野球場	職業野球 社会人野球	2時間につき	3,570円	
	一般 高校野球	2時間につき	1,840円	
	中学生以下	2時間につき	650円	
	照明設備	30分につき	4,760円	
	スコアボード	1日につき	1,840円	
	放送設備	1回につき	650円	
	略			
	倉吉市営庭球場	専用利用	中学生以下	1面2時間につき
			1面1日につき	440円
その他		1面2時間につき	220円	
		1面1日につき	650円	
照明設備		1面1時間につき	440円	
放送設備		1回につき	650円	
倉吉市営射撃場	個人利用	略		
		その他	1回につき	220円
	専用利用	1回につき	870円	
倉吉市営体育センター	個人利用	高校生以下	2時間につき	110円
		略		
	その他	2時間につき	220円	
	部分専用利用(半面)	高校生以下	2時間につき	330円
		その他	2時間につき	650円
	専用	高校生以下	2時間につき	650円

	利用		つき		
		その他	2時間につき	1,220円	
	照明設備		1時間につき	670円	
倉吉市営相撲広場	専用利用		4時間以内	1,220円	
			4時間を超え8時間以内	2,430円	
			延長1時間につき	340円	
	略				
倉吉市営ラグビー場	専用利用		4時間以内	2,210円	
			4時間を超え8時間以内	4,410円	
			延長1時間につき	550円	
倉吉市営武道館	柔道場	個人利用	高校生以下	2時間につき	120円
			略		
		その他	2時間につき	230円	
	部分専用利用	高校生以下	2時間につき	340円	
		その他	2時間につき	670円	
	専用利用	高校生以下	2時間につき	670円	
		その他	2時間につき	1,220円	
		照明設備		1時間につき	450円
	剣道場	個人利用	高校生以下	2時間につき	120円
			略		
		その他	2時間につき	230円	
部分専用利用		高校生以下	2時間につき	340円	
	その他	2時間につき	670円		

	利用		つき		
		その他	2時間につき	1,190円	
	照明設備		1時間につき	650円	
倉吉市営相撲広場	専用利用		4時間以内	1,190円	
			4時間を超え8時間以内	2,380円	
			延長1時間につき	330円	
	略				
倉吉市営ラグビー場	専用利用		4時間以内	2,160円	
			4時間を超え8時間以内	4,320円	
			延長1時間につき	540円	
倉吉市営武道館	柔道場	個人利用	高校生以下	2時間につき	110円
			略		
		その他	2時間につき	220円	
	部分専用利用	高校生以下	2時間につき	330円	
		その他	2時間につき	650円	
	専用利用	高校生以下	2時間につき	650円	
		その他	2時間につき	1,190円	
		照明設備		1時間につき	440円
	剣道場	個人利用	高校生以下	2時間につき	110円
			略		
		その他	2時間につき	220円	
部分専用利用		高校生以下	2時間につき	330円	
	その他	2時間につき	650円		

	専用利用	高校生以下	2時間につき	650円
		その他	2時間につき	1,220円
	照明設備		1時間につき	450円
倉吉市営関金野球場	職業野球・社会人野球		2時間につき	3,650円
	一般・高校野球		2時間につき	1,880円
	中学生以下		2時間につき	670円
	照明設備		30分につき	4,860円
	スコアボード		1日につき	1,880円
	放送設備		1回につき	670円
	略			
倉吉市営関金テニス場	専用利用	中学生以下	1面2時間につき	230円
		その他	1面2時間につき	450円
	照明設備		1面1時間につき	450円
倉吉市営関金多目的広場	部分専用利用(半面)	高校生以下	2時間につき	450円
		一般	2時間につき	550円
	専用利用	高校生以下	2時間につき	890円
		一般	2時間につき	1,110円
	照明設備		1時間につき	2,210円
倉吉市営関金屋根付多目的広場	専用利用	高校生以下	1面2時間につき	230円
		その他	1面2時間につき	450円
	照明設備		1時間につき	230円
備考 1～4 略				

	専用利用	高校生以下	2時間につき	630円
		その他	2時間につき	1,190円
	照明設備		1時間につき	440円
倉吉市営関金野球場	職業野球・社会人野球		2時間につき	3,570円
	一般・高校野球		2時間につき	1,840円
	中学生以下		2時間につき	650円
	照明設備		30分につき	4,760円
	スコアボード		1日につき	1,840円
	放送設備		1回につき	650円
	略			
倉吉市営関金テニス場	専用利用	中学生以下	1面2時間につき	220円
		その他	1面2時間につき	440円
	照明設備		1面1時間につき	440円
倉吉市営関金多目的広場	部分専用利用(半面)	高校生以下	2時間につき	440円
		一般	2時間につき	540円
	専用利用	高校生以下	2時間につき	870円
		一般	2時間につき	1,080円
	照明設備		1時間につき	2,160円
倉吉市営関金屋根付多目的広場	専用利用	高校生以下	1面2時間につき	220円
		その他	1面2時間につき	440円
	照明設備		1時間につき	220円
備考 1～4 略				

(倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第30条 倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成17年倉吉市条例第69号)の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第8条関係） 倉吉市関金B&G海洋センター使用料				別表（第8条関係） 倉吉市関金B&G海洋センター使用料			
区分	単位	ヨット・カヌー	カッター・ボート	区分	単位	ヨット・カヌー	カッター・ボート
一般	1艇2時間につき	<u>530円</u>	<u>1,040円</u>	一般	1艇2時間につき	<u>510円</u>	<u>1,020円</u>
小学生、中学生、高校生	1艇2時間につき	<u>310円</u>	<u>520円</u>	小学生、中学生、高校生	1艇2時間につき	<u>300円</u>	<u>510円</u>
略				略			

（倉吉市上水道給水条例の一部改正）

第31条（略）

（倉吉市簡易水道給水条例の一部改正）

第32条（略）

（倉吉市温泉配湯事業に関する条例の一部改正）

第33条（略）

（倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第34条（略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条の改正規定中倉吉市文化活動センターの設置及び管理に関する条例別表の備考欄に第3項を加える改正は、平成31年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（倉吉市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第2条の規定による改正後の倉吉市行政財産使用料条例第2条の規定は、施行日以後の使用（この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可したものに限り。）に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（倉吉市関金都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第3条の規定による改正後の倉吉市関金都市交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第4条の規定による改正後の倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る使用料について適用し、施行日前までの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（倉吉市文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第5条の規定による改正後の倉吉市文化活動センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日（備考欄第3項にあっては一部施行日。以下この項において同じ。）以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金について

- は、なお従前の例による。
- (倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第6条の規定による改正後の倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- (エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 第7条の規定による改正後のエキパル倉吉の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、一部施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 第8条の規定による改正後の倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市立人権文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 9 第10条の規定による改正後の倉吉市立人権文化センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- (倉吉市立伯耆しあわせの郷の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 10 第11条の規定による改正後の倉吉市立伯耆しあわせの郷の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- (倉吉市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 11 第12条の規定による改正後の倉吉市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市せきがね湯命館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 12 第13条の規定による改正後の倉吉市せきがね湯命館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市せきがね簡易宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 13 第14条の規定による改正後の倉吉市せきがね簡易宿泊施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に利用を開始した利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までに利用を開始した利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市緑の彫刻プロムナード公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 14 第15条の規定による改正後の倉吉市緑の彫刻プロムナード公園の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 15 第16条の規定による改正後の倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、一部施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 16 第17条の規定による改正後の倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市農村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 17 第18条の規定による改正後の倉吉市農村広場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- (倉吉市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 18 第19条の規定による改正後の倉吉市道路占用料条例第2条の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- (倉吉市準用河川占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 19 第20条の規定による改正後の倉吉市準用河川占用料等徴収条例別表の規定は、施行日以後の占用等に

- 係る占用料等について適用し、施行日前までの占用等に係る占用料等については、なお従前の例による。
(倉吉市法定外公共物管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 20 第21条の規定による改正後の倉吉市法定外公共物管理条例別表の規定は、施行日以後の占用等に係る占用料等について適用し、施行日前までの占用等に係る占用料等については、なお従前の例による。
(倉吉市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 21 第22条の規定による改正後の倉吉市都市公園条例第11条及び別表の規定は、施行日以後の占用等又は使用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る使用料について適用し、施行日前までの占用等又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(倉吉市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 22 第23条の規定による改正後の倉吉市公共下水道条例第23条の2の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日以後初めて計量する排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。
(倉吉市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 23 第24条の規定による改正後の倉吉市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第14条の規定にかかわらず、施行日前から継続している排水施設の使用で、施行日以後初めて計量する排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。
(倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 24 第25条の規定による改正後の倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第14条の規定にかかわらず、施行日前から継続している排水施設の使用で、施行日以後初めて計量する排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。
(倉吉市立学校施設使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- 25 第26条の規定による改正後の倉吉市立学校施設使用条例別表の規定は、施行日以後の使用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(倉吉市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 26 第27条の規定による改正後の倉吉市公民館条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
(倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 27 第28条の規定による改正後の倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る入館料及び使用料について適用し、施行日前までの利用に係る入館料及び使用料については、なお従前の例による。
(倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 28 第29条の規定による改正後の倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
(倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 29 第30条の規定による改正後の倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
(倉吉市上水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 30 第31条の規定による改正後の倉吉市上水道給水条例第25条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日以後初めて計量する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
(倉吉市簡易水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 31 第32条の規定による改正後の倉吉市簡易水道給水条例第23条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日以後初めて計量する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
(倉吉市温泉配湯事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 32 第33条の規定による改正後の倉吉市温泉配湯事業に関する条例第12条の規定は、施行日以後の配湯に係る使用料について適用し、施行日前までの配湯に係る使用料については、なお従前の例による。
(倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 33 第34条の規定による改正後の倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る使用料について適用し、施行日前までの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成31年度 倉吉市の教育方針と重点施策（案）

～行きたい学校・
帰りたい家庭・
住みたい地域～

- 教育基本法**
・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成
- 学校教育法**
社会教育法
図書館法
文化財保護法
博物館法

- 【教育理念】**
豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり
- 【教育目標】**
- ・幅広い知識を身に付け、豊かな心を培い、健やかな体を養う。
 - ・個性を尊重し、創造性を培い、自律性・自主性を養う。
 - ・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う。
 - ・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う。
 - ・郷土を愛し、他人や他の地域を尊重する態度を養う。

- “くらしよし” ふるさとビジョン
- 【将来都市像】**
愛着と誇り 未来いきいき
みんなでつくる倉吉
- 【教育・文化・コミュニティ】**
活力に満ち、豊かな心と文化が息づくまち
倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 倉吉市教育の創造**
- ・第2期倉吉市教育振興基本計画の進ちょく管理（5年計画の4年目）
 - ・倉吉市教育委員会の活性化（教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校・公民館訪問）
 - ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進（各地区協議会での課題の明確化とその対応）
 - ・教育環境の整備充実（小中学校エアコン設置、小鴨小用地購入、小中学校教育用LANシステム、教材備品整備）

- 学校教育基本方針**
豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成
～自ら学び、たくましく生きる～

- 社会教育基本方針**
倉吉を担う人づくり・まちづくりの推進
～いつでも どこでも だれでも とともに学び 地域力を育む～

- 学力向上の推進**
- ・学力向上推進支援（小・中連携教育の推進、合同研修会）
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（教職員の指導力向上）
 - ・細やかな指導を行う体制づくり（少人数学級・教員加配）
 - ・小学校外国語教科化・プログラミング教育の対応（ALT配置、ICT指導員の活用（研修会））

- 地域力を育む社会教育の推進**
- ・学習内容の充実、学習成果の還元（人材銀行、生涯学習講座）
 - ・専門・実践的な高等教育の提供（鳥大、看護大・短大等連携）
 - ・成人教育の推進（成人式実行委員会等）

- 豊かな心とたくましい体の育成**
- ・道徳教育・人権教育の充実
 - ・特別活動の充実（乳幼児ふれあい事業）
 - ・キャリア教育の充実（職場体験）
 - ・いじめを許さない学校体制づくり
 - ・問題行動、不登校の未然防止・早期対応（合同研修会）
 - ・相談体制の充実（教育心理士育成講座）
 - ・読書活動の推進
 - ・学校体育、健康教育及び学校保健、安全教育の充実

- 支えあう人づくり・輝くまちづくり**
- ・地域を支える人づくりの推進（中高生の活躍、地域発掘）
 - ・青少年の健全育成と青少年団体の育成支援
 - ・次世代育成のための体験活動の推進（放課後子ども教室）

- 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成**
- ・倉吉独自の教材の活用（くらしよし風土記等の活用）
 - ・地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進
 - ・倉吉らしさを取り入れた教育活動の実施（土曜授業）

- 公民館活動の推進**
- ・学習の質の向上と学習成果の活用（地域連携、研究部会）
 - ・人づくり・地域づくりの推進（公民館研究指定事業）
 - ・安全安心な施設整備（成徳・明倫・北谷空調他）

- 家庭・地域と連携した開かれた学校づくり**
- ・地域学校委員会の充実 地域学校協働活動推進事業
 - ・学校支援ボランティアの拡充

- 体育・スポーツの振興**
- ・市民のスポーツ活動支援（市民体育大会、全国大会補助他）
 - ・体育施設の整備充実（野球場アボード・スポーツセンター体育館照明他）
 - ・大規模スポーツ大会支援（駅伝、相撲他）

- よりよい倉吉教育をめざして**
- ・特別支援教育の充実（元気はつらつプラン）
 - ・幼保小連携の充実（教育課程の接続）
 - ・家庭教育に関する就学前からの継続的な保護者啓発・支援
 - ・教育助成の充実（就学援助事業の周知と適切な執行）

- 有形・無形の歴史的な資産の保存と活用**
- ・伝建地区の災害復旧・保護（修理・修景事業）
 - ・指定文化財の整備・保護（小川家・桑田家・大日寺古墓）
 - ・埋蔵文化財の発掘調査（大谷工業団地・両長谷ほか）

- 学校給食の充実、食育の推進**
- ・栄養教諭等による食に関する指導、食物アレルギー対応の推進、衛生管理の徹底、施設・設備の維持管理

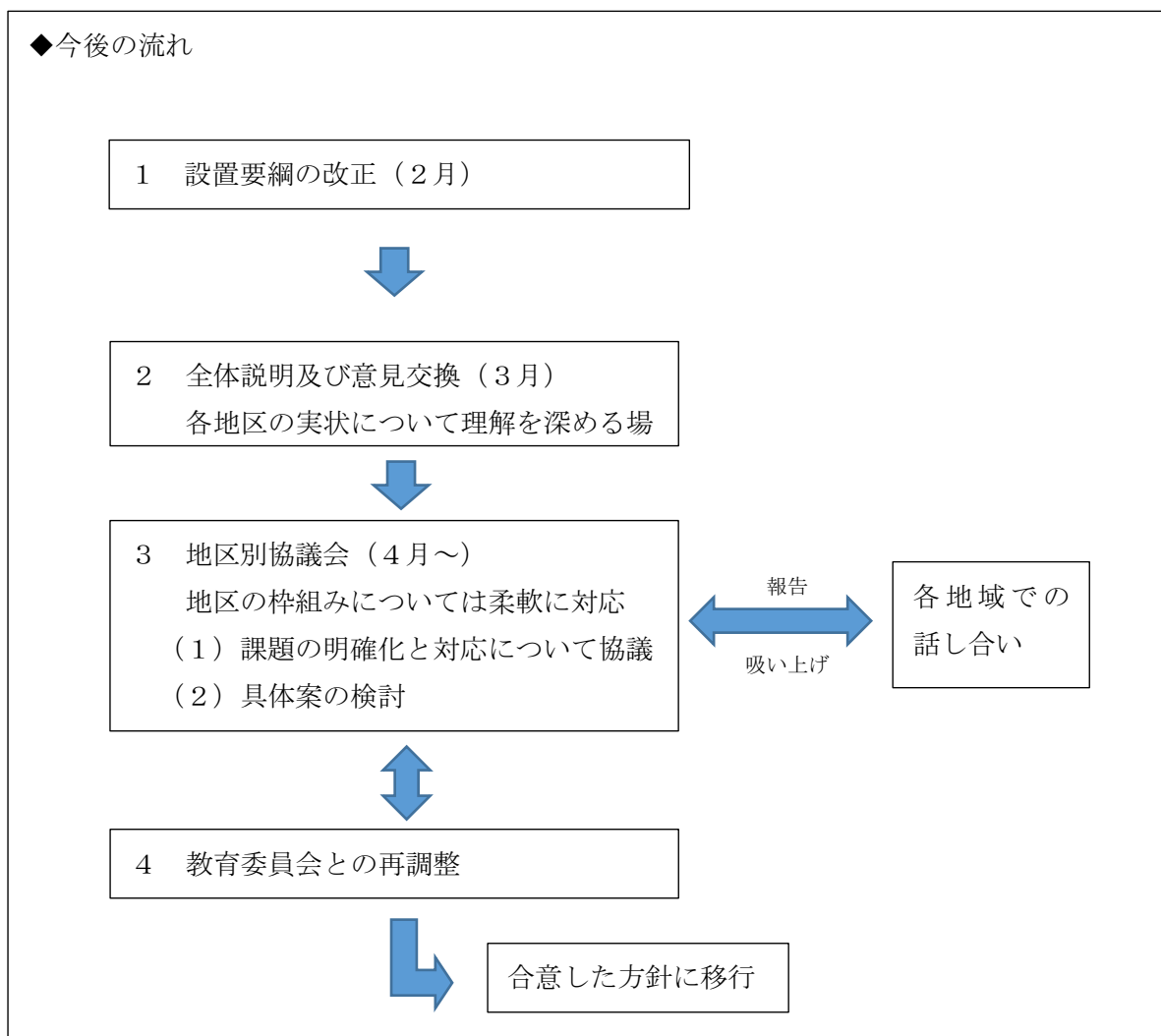
- 親しみ学ぶ機会の提供できる博物館**
- ・郷土の文化芸術、伝統文化を学べる場の提供
 - ・トリエンナーレ美術賞（菅柄彦大賞展）・金沢翔子書展
 - ・地域の文化資源活用（博物館講座の開催、ウォッチングガイド作成）

- 豊かな心を育む図書館づくりの推進**
- ・図書館資料の収集提供、英語学習・中高校生等の利用促進
 - ・読書活動の推進（作家講演会等）
 - ・山上憶良短歌募集（全国からの募集）

小学校適正配置協議会のあり方について（案）

- 1 倉吉市立小学校適正配置協議会設置要綱を一部改正
- 2 全体説明及び意見交換会
 - ・互いの地域の実状についての理解
 - ・今後の協議の進め方についての共通理解
- 3 地区別に協議会を設置
 - (1) 課題の明確化と対応について協議
 - 児童にとっての望ましい教育環境のあり方
 - 地域とともにある学校のあり方
 - (2) 具体案の検討
- 4 教育委員会との再調整

◆今後の流れ



倉吉市立小学校適正配置協議会設置要綱 (案)

倉吉市教育委員会事務局

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市立小学校適正配置協議会（以下「協議会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 倉吉市立小学校適正配置について協議及び調整するため、~~倉吉市小学校適正配置推進計画に基づき、成徳・明倫・灘手小学校適正配置協議会、小鴨・上小鴨小学校適正配置協議会、高城・北谷・社小学校適正配置協議会~~を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、小学校の適正配置に関する様々な課題について協議するとともに、課題の明確化と対応等調整を図る。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者の中から各該当小学校区から選出する委員をもって組織する。

(1) 地域代表者（自治公民館長等、地区振興協議会長等、地区公民館長、民生児童委員、地域学校委員）~~から2名~~

~~(2)(3) 学校関係職員から1名（専門的立場から助言する者として）~~

~~(3)(2) 小学校及び保育園・認定こども園保護者代表者から2名~~

(4) その他適当と認める者

2 小学校区ごとに校区代表者（以下「代表者」という。）を設ける。

3 代表者は、委員の中から各小学校区にそれぞれ1名ずつ選出する。

~~4 代表者は、各小学校区住民の意見・要望を集約し、それを協議会に反映させる。~~

(協議会)

第5条 協議会は、倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が招集する。

~~2 協議会は、各小学校区の報告を受け、協議会の方向性を決定する。~~

~~3 2~~ 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 協議会の設置期間は、施行日から~~統合準備委員会を設置~~ 検討及び調整が完了するときまでとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、倉吉市教育委員会事務局学校統合準備室に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会がその都度会議に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年 月 日より施行する。